

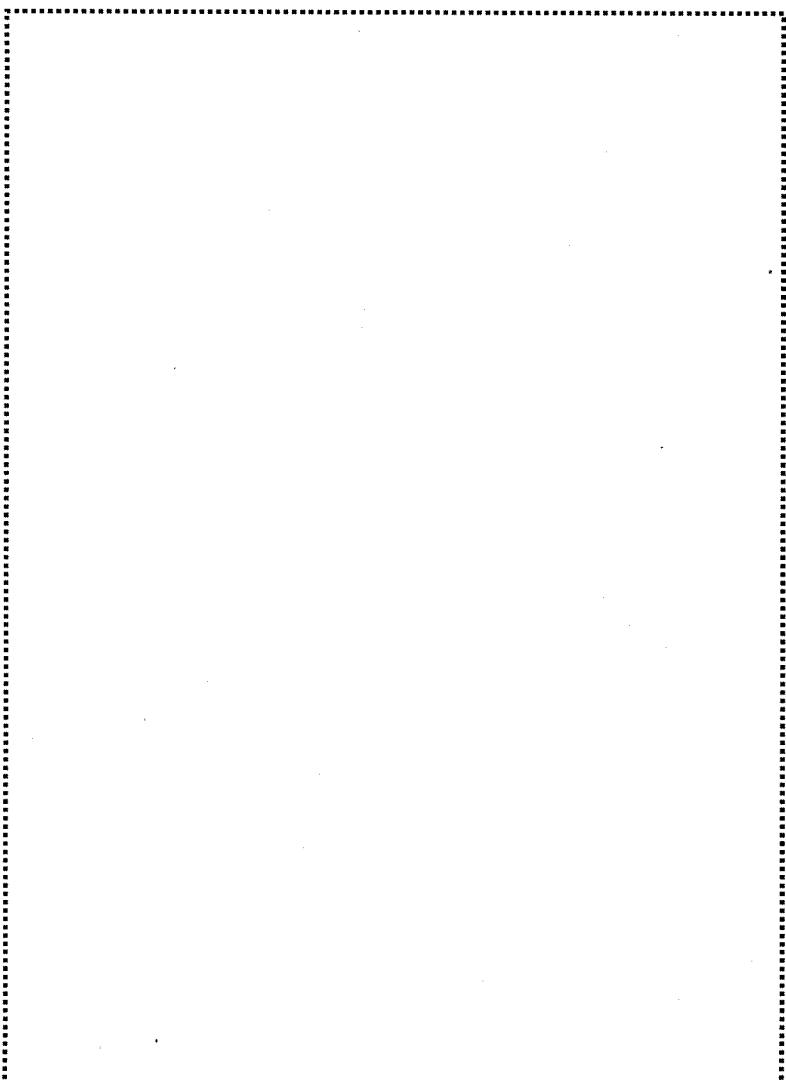
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

令和 3 年 6 月 9 日 申請  
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p>第Ⅰ編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第52条 (変更なし)</p> <p>(関連図表) 第I-1図～第I-2-(20)図 (変更なし)</p>		

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
	<p>核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第三開発室（別冊3）に係る変更後の図7-5「プルトニウム燃料第三開発室1階平面図」</p> <p style="text-align: center;">図7-5 プルトニウム燃料第三開発室1階平面図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の核燃料物質使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第1-2-(2)図の仕上検査室(1)の扉を撤去し、壁に戻すものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない</li> <li>記載の適正化を図るため、注記を追加する</li> </ul>
第I-2-(21)図～第I-12表 (変更なし)		

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性																								
<p>第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1条～第21条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第22条～第32条 (変更なし)</p> <p>(廃油の処理及び保管)</p> <p>第33条 廃止措置技術課長は、J棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポリエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、保管を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼とともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p>6. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、J棟の水蒸気改質処理試験装置を用いて難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う場合は、廃油保管庫に保管中の廃油又はJ棟内で発生した廃油を試料として供試することができる。なお、J棟への廃油保管庫の廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">【別冊10：J棟使用変更許可申請書】</p> <p>本文</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目的番号</th> <th style="text-align: center;">使用の目的</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>六ふっ化ウラン（以下「UF<sub>6</sub>」と表記する。）の詰め替えを行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">目的番号</th> <th style="text-align: center;">使用の方法</th> <th style="text-align: center;">室名称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>UF<sub>6</sub>詰替装置を用いて、UF<sub>6</sub>を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF<sub>6</sub>充てん容器からUF<sub>6</sub>シリンドラヘガス移送による詰替えを行う。 ① UF<sub>6</sub>充てん容器を加温してUF<sub>6</sub>ガスを発生させる。 ② UF<sub>6</sub>シリンドラを冷却してUF<sub>6</sub>ガスを捕集する。</td> <td style="text-align: center;">作業室(4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。</td> <td style="text-align: center;">補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、<u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。</td> <td style="text-align: center;">作業室(4)、 化学分析室</td> </tr> </tbody> </table>	目的番号	使用の目的	区分	(1)	六ふっ化ウラン（以下「UF <sub>6</sub> 」と表記する。）の詰め替えを行う。		(2)	遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。		(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。		目的番号	使用の方法	室名称	(1)	UF <sub>6</sub> 詰替装置を用いて、UF <sub>6</sub> を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF <sub>6</sub> 充てん容器からUF <sub>6</sub> シリンドラヘガス移送による詰替えを行う。 ① UF <sub>6</sub> 充てん容器を加温してUF <sub>6</sub> ガスを発生させる。 ② UF <sub>6</sub> シリンドラを冷却してUF <sub>6</sub> ガスを捕集する。	作業室(4)	(2)	遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。	補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)	(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、 <u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。	作業室(4)、 化学分析室	<p>・左記の使用変更許可申請の許可（令和3年5月7日付け）に基づき、保安規定の廃油の処理及び保管に水蒸気改質処理試験の試料について記載するものであり、使用変更許可申請書との齟齬はない。なお、廃油の運搬については使用変更許可申請書には該当する記載はない。</p>
目的番号	使用の目的	区分																								
(1)	六ふっ化ウラン（以下「UF <sub>6</sub> 」と表記する。）の詰め替えを行う。																									
(2)	遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。																									
(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。																									
目的番号	使用の方法	室名称																								
(1)	UF <sub>6</sub> 詰替装置を用いて、UF <sub>6</sub> を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF <sub>6</sub> 充てん容器からUF <sub>6</sub> シリンドラヘガス移送による詰替えを行う。 ① UF <sub>6</sub> 充てん容器を加温してUF <sub>6</sub> ガスを発生させる。 ② UF <sub>6</sub> シリンドラを冷却してUF <sub>6</sub> ガスを捕集する。	作業室(4)																								
(2)	遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。	補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)																								
(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、 <u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。	作業室(4)、 化学分析室																								

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性
	共通	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 汚染の拡大防止のための梱包 管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</li> <li>② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。</li> <li>③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。 これらの作業時には火災防止（上記①、②及び③で発生したものの金属製容器、金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</li> </ul>	全ての室	
第34条～第40条 (変更なし)				

(関連図表)

第II-1-(1)-イ表～第II-6表 (変更なし)

## 核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定

## 使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）			核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
第II-7表 固体廃棄施設の名称と保管能力				
施設名	固体廃棄施設名称	保管能力（本）（注1）		
B棟	B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系 150（注2） プルトニウム系 200 (注3)		
CPF	クレーンホール、サービスエリア（1階及び地階）、輸送容器保管室、廃棄物倉庫(1)、廃棄物倉庫(2)	575		
J棟	補修調整室 第一保管室（注5） 第二保管室 資材保管室（3）	80（注2） 0 40（注2）（注6） 40（注2）		
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室（2）	10（注2）		
ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 焼却施設 廃油保管庫 廃水処理室	貯蔵庫（1～2階） 保管室（1～4階） 炉室（I）、保管室 保管室 廃水処理室	15 000（注2） 30 600（注2） 70（注2） 4（注2） 2（注2）	
M棟	工程室	50（注2）		
<p>(注1) 200リットルドラム缶換算の本数</p> <p>(注2) ウラン系固体廃棄物の保管能力は、ウラン系廃棄物貯蔵施設 15 000本及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 30 600本の合計 45 600本であり、他施設（CPFを除く。）の保管能力はこれらの内数である。</p> <p>(注3) プルトニウム系固体廃棄物の保管能力は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の36 000本であり、保管能力はこれの内数である。</p> <p>(注4) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の本数</p> <p>(注5) J棟の第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設である。</p> <p>(注6) 水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶は、第二保管室の固体廃棄物を保管する場所の中で管理区域境界から最も離れたエリアをドラム缶1本分区画し、その中に保管する。</p>				
<p>【別冊10：J棟使用変更許可申請書】</p> <p>本文</p> <p>9-3 固体廃棄施設</p> <p>9-3-1 固体廃棄施設の位置</p> <p>(1) 敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室（3）である。このうち、第二保管室の所定の位置に、水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶を保管する。</p> <p>図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を、図9-3-3に第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図を示す。</p> <p>本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）の記載による。</p> <p>(図9-3-3の記載は省略)</p>				
<p>・左記の使用変更許可申請の許可（令和3年5月7日付け）に基づき、保安規定の固体廃棄施設の表の注釈に水蒸気改質処理試験で発生した残さの保管場所を記載するものであり、使用変更許可申請書との齟齬はない。</p>				

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性						
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章 通 則</p> <p>第1条～第27条 (変更なし)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等（ただし、再</p>	<p>核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第三開発室（別冊3）に係る変更後の「9-3-3 固体廃棄施設の設備」</p> <p>9-3-3 固体廃棄施設の設備（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固体廃棄設備の名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 1</td> <td>           原料詰替室(FW-004)に設置            解体前廃棄物一時保管設備1の配置を図9-7に示す。            耐震重要度：Csクラス            ケーブルボックスNo.FMG-01a            ケーブルボックスNo.FMG-01b            ケーブルボックスNo.FMG-02a            ケーブルボックスNo.FMG-02b            ケーブルボックスNo.FMG-03a            オープンボートボックスNo.FMO-03b         </td> </tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 2</td> <td>           原料調製室(2)(CP-105)に設置            解体前廃棄物一時保管設備2の配置を図9-9に示す。            耐震重要度：Csクラス            ケーブルボックスNo.CPG-04a            ケーブルボックスNo.CPG-04b         </td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄設備の名称	仕 様	解体前廃棄物一時保管設備 1	原料詰替室(FW-004)に設置 解体前廃棄物一時保管設備1の配置を図9-7に示す。 耐震重要度：Csクラス ケーブルボックスNo.FMG-01a ケーブルボックスNo.FMG-01b ケーブルボックスNo.FMG-02a ケーブルボックスNo.FMG-02b ケーブルボックスNo.FMG-03a オープンボートボックスNo.FMO-03b	解体前廃棄物一時保管設備 2	原料調製室(2)(CP-105)に設置 解体前廃棄物一時保管設備2の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス ケーブルボックスNo.CPG-04a ケーブルボックスNo.CPG-04b	
固体廃棄設備の名称	仕 様							
解体前廃棄物一時保管設備 1	原料詰替室(FW-004)に設置 解体前廃棄物一時保管設備1の配置を図9-7に示す。 耐震重要度：Csクラス ケーブルボックスNo.FMG-01a ケーブルボックスNo.FMG-01b ケーブルボックスNo.FMG-02a ケーブルボックスNo.FMG-02b ケーブルボックスNo.FMG-03a オープンボートボックスNo.FMO-03b							
解体前廃棄物一時保管設備 2	原料調製室(2)(CP-105)に設置 解体前廃棄物一時保管設備2の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス ケーブルボックスNo.CPG-04a ケーブルボックスNo.CPG-04b							

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性																																				
<p>使用する物品を除く。) を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備<u>1</u>、<u>2</u>及び<u>4</u>から<u>16</u>に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備<u>1</u>、<u>2</u>及び<u>4</u>から<u>16</u>に核燃料物質等（ただし、再使用する物品を除く。）を搬入してはならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           注：解体前廃棄物一時保管設備3の削除         </div>	<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">解体前廃棄物一時保管設備 4</td><td style="width: 33%;">ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備4の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス</td><td style="width: 33%;">・左記の核燃料物質使用変更許可後、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことから、核燃料物質使用施設保安規定からも記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない</td></tr> <tr> <td>グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="height: 100px;">解体前廃棄物一時保管設備 5</td><td>ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備5の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス</td><td></td></tr> <tr> <td>グローブボックスNo.FPG-25a グローブボックスNo.FPG-25b グローブボックスNo.FPG-25c</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="height: 100px;">解体前廃棄物一時保管設備 6</td><td>仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備6の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス</td><td></td></tr> <tr> <td>グローブボックスNo.FPG-35a グローブボックスNo.FPG-35b グローブボックスNo.FPG-35c</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="height: 100px;">解体前廃棄物一時保管設備 7</td><td>製品検査室 (FP-112) に設置 解体前廃棄物一時保管設備7の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス</td><td></td></tr> <tr> <td>グローブボックスNo.FPG-43a グローブボックスNo.FPG-43b</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="height: 100px;">解体前廃棄物一時保管設備 8</td><td>仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備8の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス</td><td></td></tr> <tr> <td>グローブボックスNo.FPG-28b</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="height: 100px;">解体前廃棄物一時保管設備 9</td><td>仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備9の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス</td><td></td></tr> <tr> <td>グローブボックスNo.FPG-34a グローブボックスNo.FPG-34b グローブボックスNo.FPG-34c</td><td></td><td></td></tr> </table>	解体前廃棄物一時保管設備 4	ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備4の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	・左記の核燃料物質使用変更許可後、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことから、核燃料物質使用施設保安規定からも記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない	グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b			解体前廃棄物一時保管設備 5	ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備5の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス		グローブボックスNo.FPG-25a グローブボックスNo.FPG-25b グローブボックスNo.FPG-25c			解体前廃棄物一時保管設備 6	仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備6の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス		グローブボックスNo.FPG-35a グローブボックスNo.FPG-35b グローブボックスNo.FPG-35c			解体前廃棄物一時保管設備 7	製品検査室 (FP-112) に設置 解体前廃棄物一時保管設備7の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス		グローブボックスNo.FPG-43a グローブボックスNo.FPG-43b			解体前廃棄物一時保管設備 8	仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備8の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス		グローブボックスNo.FPG-28b			解体前廃棄物一時保管設備 9	仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備9の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス		グローブボックスNo.FPG-34a グローブボックスNo.FPG-34b グローブボックスNo.FPG-34c			
解体前廃棄物一時保管設備 4	ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備4の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	・左記の核燃料物質使用変更許可後、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことから、核燃料物質使用施設保安規定からも記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない																																				
グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b																																						
解体前廃棄物一時保管設備 5	ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備5の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス																																					
グローブボックスNo.FPG-25a グローブボックスNo.FPG-25b グローブボックスNo.FPG-25c																																						
解体前廃棄物一時保管設備 6	仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備6の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス																																					
グローブボックスNo.FPG-35a グローブボックスNo.FPG-35b グローブボックスNo.FPG-35c																																						
解体前廃棄物一時保管設備 7	製品検査室 (FP-112) に設置 解体前廃棄物一時保管設備7の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス																																					
グローブボックスNo.FPG-43a グローブボックスNo.FPG-43b																																						
解体前廃棄物一時保管設備 8	仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備8の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス																																					
グローブボックスNo.FPG-28b																																						
解体前廃棄物一時保管設備 9	仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備9の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス																																					
グローブボックスNo.FPG-34a グローブボックスNo.FPG-34b グローブボックスNo.FPG-34c																																						

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性														
	<table border="1"> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 10  グローブボックスNo.FPG-11a</td><td>粉末調製室(1) (FP-101) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 10 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 11  グローブボックスNo.FPG-26a</td><td>炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 11 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 12  グローブボックスNo.FPG-30a</td><td>仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 12 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 13  グローブボックスNo.FPG-22a グローブボックスNo.FPG-22b</td><td>炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 13 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 14  グローブボックスNo.FPG-27a グローブボックスNo.FPG-27b</td><td>仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 14 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 15  グローブボックスNo.FT-18</td><td>粉末調製室(2) (FP-103) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 15 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> <tr> <td>解体前廃棄物一時保管設備 16  グローブボックスNo.FT-19</td><td>仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 16 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス</td></tr> </table>	解体前廃棄物一時保管設備 10  グローブボックスNo.FPG-11a	粉末調製室(1) (FP-101) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 10 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス	解体前廃棄物一時保管設備 11  グローブボックスNo.FPG-26a	炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 11 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス	解体前廃棄物一時保管設備 12  グローブボックスNo.FPG-30a	仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 12 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス	解体前廃棄物一時保管設備 13  グローブボックスNo.FPG-22a グローブボックスNo.FPG-22b	炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 13 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス 耐震重要度: Cs クラス	解体前廃棄物一時保管設備 14  グローブボックスNo.FPG-27a グローブボックスNo.FPG-27b	仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 14 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス 耐震重要度: Cs クラス	解体前廃棄物一時保管設備 15  グローブボックスNo.FT-18	粉末調製室(2) (FP-103) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 15 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス	解体前廃棄物一時保管設備 16  グローブボックスNo.FT-19	仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 16 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス	
解体前廃棄物一時保管設備 10  グローブボックスNo.FPG-11a	粉末調製室(1) (FP-101) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 10 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス															
解体前廃棄物一時保管設備 11  グローブボックスNo.FPG-26a	炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 11 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス															
解体前廃棄物一時保管設備 12  グローブボックスNo.FPG-30a	仕上検査室(2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 12 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス															
解体前廃棄物一時保管設備 13  グローブボックスNo.FPG-22a グローブボックスNo.FPG-22b	炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 13 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス 耐震重要度: Cs クラス															
解体前廃棄物一時保管設備 14  グローブボックスNo.FPG-27a グローブボックスNo.FPG-27b	仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 14 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス 耐震重要度: Cs クラス															
解体前廃棄物一時保管設備 15  グローブボックスNo.FT-18	粉末調製室(2) (FP-103) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 15 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス															
解体前廃棄物一時保管設備 16  グローブボックスNo.FT-19	仕上検査室(1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 16 の配置を図9-9に示す。 耐震重要度: Cs クラス															

第 28 条～第 29 条 (変更なし)

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
(関連図表) 第III-1-(1)表 (変更なし)	核燃料物質使用変更許可申請書において、本変更に該当する記載なし。 (本頁において全て同じ)	
第III-1-(2)表 プルトニウム燃料第一開発室臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (貯蔵庫) (表題のみの変更)		・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する(本頁において全て同じ)
第III-1-(3)表 プルトニウム燃料第一開発室臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (ウラン貯蔵庫) (表題のみの変更)		
第III-1-(4)表 プルトニウム燃料第一開発室ウラン貯蔵庫内のフード <u>ごと</u> の制限量 (表題のみの変更)		
第III-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量(その1) (表題のみの変更)		
第III-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量(その2) (表題のみの変更)		
第III-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の 制限量(貯蔵庫等) (表題のみの変更)		
第III-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の 制限量(乾式工程) (表題のみの変更)		
第III-1-(8)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の 制限量(加工工程) (表題のみの変更)		

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性
第Ⅲ－1－(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（回収設備） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊2）に係る変更後の「2. 使用の目的及び方法」				
(削除)						2. 使用の目的及び方法（抜粋）				
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 <sup>注1)</sup> (kgPu*)	系区分	その他の条件	目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	(1)	残存核燃料物質処理工程	F-101 (削除) F-103 (削除) A-104	D-25、D-27、D-31、 TC-1、F-1、F-2 D-1、D-3、D-5、D- 7、D-9、D-11、D-13、 D-15、F-1 W-8-1、W-8-2、T-6	・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX		③ 回収設備 グローブボックス内の内装機器を分解・撤去し、グローブボックス内に残存する核燃料物質の回収を行う。			・左記の使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第Ⅲ－1－(9)表から、臨界管理ユニットD033に係る記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
F-103	D001	D-1	6.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D003	D-3	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D005	D-5	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D007	D-7	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D009	D-9	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D011	D-11	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D013	D-13	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D015	D-15	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、 T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX					
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 (削除)						注：臨界管理ユニットD033（部屋番号：F-102、グローブボックス等番号：D-33）に係る記載（注釈含む）を削除				

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性																																																																													
<p>第III-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（品質管理工程） <math>Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U</math></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量<sup>注1)</sup>(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="8">C-101</td><td>C011</td><td>C-11</td><td>0.20</td><td>減速系</td><td>OP-9 を接続</td></tr> <tr><td>C012</td><td>C-12</td><td>0.20</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C013</td><td>C-13</td><td>0.20</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C014</td><td>C-14A</td><td>0.10</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C015</td><td>C-15A</td><td>0.10</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C016</td><td>C-16 ~ C-18</td><td>0.10</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C024</td><td>C-15C</td><td>0.05</td><td>減速系</td><td>OP-6 を接続</td></tr> <tr><td>C025</td><td>C-14B</td><td>0.10</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C-102</td><td>C020</td><td>C-20 ~ C-23</td><td>0.20</td><td>減速系</td><td></td></tr> <tr><td>C-103</td><td rowspan="2">P001</td><td>P-1, P-2</td><td rowspan="2">0.20</td><td rowspan="2">減速系</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td>C-104</td><td>OP-4</td></tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table>						部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 <sup>注1)</sup> (kgPu*)	系区分	備考	C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9 を接続	C012	C-12	0.20	減速系		C013	C-13	0.20	減速系		C014	C-14A	0.10	減速系		C015	C-15A	0.10	減速系		C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系		C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6 を接続	C025	C-14B	0.10	減速系		C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系		C-103	P001	P-1, P-2	0.20	減速系		C-104	OP-4	<u>(削る)</u>						<p>核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊2）に係る変更後の「2. 使用の目的及び方法」</p> <p>2. 使用の目的及び方法（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>目的番号</th> <th>使用の方法</th> <th>部屋番号</th> <th>グローブボックス等番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)</td> <td> <p>品質管理工程</p> <p>① 分析 核燃料物質中のプルトニウム、ウラン、不純物等の定量を化学分析、機器分析、放射化学分析、分光分析、ガス分析により行う。</p> <p>② 物性測定 核燃料物質の物理的性質の測定を金相試験、X線回析、電子顕微鏡測定、X線微小分析、プルトニウムスポット測定、粒度測定、比表面積測定及び材料試験により行う。</p> </td> <td> C-101   C-102   (削除) </td> <td> C-11, C-12, C-13, C-14A, C-14B, C-15A, C-15C, C-16, C-17, C-18, OP-6, OP-9, H-1, H-2   C-20, C-21, C-22, C-23   (削除) </td> <td> C-103   C-104   C-105   C-106 </td> <td> P-1, P-2   OP-4 </td> </tr> </tbody> </table>				目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	(2)	<p>品質管理工程</p> <p>① 分析 核燃料物質中のプルトニウム、ウラン、不純物等の定量を化学分析、機器分析、放射化学分析、分光分析、ガス分析により行う。</p> <p>② 物性測定 核燃料物質の物理的性質の測定を金相試験、X線回析、電子顕微鏡測定、X線微小分析、プルトニウムスポット測定、粒度測定、比表面積測定及び材料試験により行う。</p>	C-101  C-102  (削除)	C-11, C-12, C-13, C-14A, C-14B, C-15A, C-15C, C-16, C-17, C-18, OP-6, OP-9, H-1, H-2  C-20, C-21, C-22, C-23  (削除)	C-103  C-104  C-105  C-106	P-1, P-2  OP-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化を図るために、表題の記載表現を変更する</li> <li>・左記の使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第III-1-(10)表から、臨界管理ユニットC027及びC028に係る記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない</li> </ul>
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 <sup>注1)</sup> (kgPu*)	系区分	備考																																																																																		
C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9 を接続																																																																																		
	C012	C-12	0.20	減速系																																																																																			
	C013	C-13	0.20	減速系																																																																																			
	C014	C-14A	0.10	減速系																																																																																			
	C015	C-15A	0.10	減速系																																																																																			
	C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系																																																																																			
	C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6 を接続																																																																																		
	C025	C-14B	0.10	減速系																																																																																			
C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系																																																																																			
C-103	P001	P-1, P-2	0.20	減速系																																																																																			
C-104		OP-4																																																																																					
<u>(削る)</u>																																																																																							
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号																																																																																				
(2)	<p>品質管理工程</p> <p>① 分析 核燃料物質中のプルトニウム、ウラン、不純物等の定量を化学分析、機器分析、放射化学分析、分光分析、ガス分析により行う。</p> <p>② 物性測定 核燃料物質の物理的性質の測定を金相試験、X線回析、電子顕微鏡測定、X線微小分析、プルトニウムスポット測定、粒度測定、比表面積測定及び材料試験により行う。</p>	C-101  C-102  (削除)	C-11, C-12, C-13, C-14A, C-14B, C-15A, C-15C, C-16, C-17, C-18, OP-6, OP-9, H-1, H-2  C-20, C-21, C-22, C-23  (削除)	C-103  C-104  C-105  C-106	P-1, P-2  OP-4																																																																																		

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

※ ユニット内（グローブボックス内）に存在するその他の水分等の安全管理  
本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評価に含まれており、水分管理の対象外とする。

注：臨界管理ユニットC027（部屋番号：C-217、グローブボックス等番号：C-24～C-27）及びC028（部屋番号：C-217、グローブボックス等番号：C-28（OP-10を接続））に係る記載の削除

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性			
第III-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$												
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 <sup>注1)</sup> (kgPu*)	系区分	備考							
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)				・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する			
	D029 <sup>注2)</sup>	D-29	1.1	半乾燥系	注3)				・左記の使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第III-1-(11)表に、臨界管理ユニット D033, C027 及び C028 に係る記載を追加し、W009 に係る記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない			
A-104	W004	W-4 <sup>注4)</sup>	0.22	減速系								
	W006	W-6-1 <sup>注4)</sup> , W-6-2 <sup>注4)</sup>	0.22	減速系								
F-102	D033	D-33	0.24	減速系								
F-104	W005	W-5 <sup>注4)</sup>	0.22	減速系								
	<u>(削除)</u>											
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系								
C-125	X001	B-1, B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共に用							
F-114	W021	W-21 <sup>注4)</sup>	0.11	減速系	転換МОХ							
	W023	W-23 <sup>注4)</sup>	0.22	減速系	転換МОХ							
	W025	W-25 <sup>注4)</sup>	0.11	減速系	転換МОХ							
	W027	W-27 <sup>注4)</sup>	0.22	減速系	転換МОХ							
	W031	W-31 <sup>注4)</sup>	0.20	減速系								
C-217	C027	C-24~C-27 <sup>注4)</sup>	0.05	減速系								
	C028	C-28 <sup>注4)</sup>	0.05	減速系	OP-10 を接続							
<p>注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。</p> <p>注2) グローブボックス D-29 では、U-Ti 合金を粉碎媒体として使用する。 なお、U-Ti 合金中の <math>{}^{235}U</math> は、制限量に含めて質量管理を行う。</p> <p>注3) 高富化МОХ、<math>PuO_2</math>原料粉又は Pu (90 %Pu<sup>4</sup>) とする。</p> <p>注4) 解体・撤去する設備。</p> <p>注5) % は、質量分率を示す。</p>												
<p>注：臨界管理ユニット W009 (部屋番号：F-104、グローブボックス等番号：W-9) に係る記載の削除を含む</p>												
</												

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）					核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性																																																																																	
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その1）					核燃料物質使用変更許可申請書において、本変更に該当する記載なし。	・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する																																																																																	
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その2） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$					核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第2105073号）を受けた プルトニウム燃料第三開発室（別冊3）に係る変更後の「7-3(3)ペレット製造工程 設備」	・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">臨界管理 ユニット 番号</th> <th colspan="3">臨界管理の方法</th> <th rowspan="2">制限量<sup>注3)</sup> (kgPu *)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>質量 又は 本数</th> <th>系の分類<sup>注1)</sup></th> <th>水分吸着 率（含有 率）の分 類<sup>注2)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>UFP-11</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-15</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-17</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-19</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-20</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>9.9</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-22</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-23</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-24</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-25</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-26</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-27</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr> <td>UFP-28</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> </tbody> </table>					臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu *)	備 考	質量 又は 本数	系の分類 <sup>注1)</sup>	水分吸着 率（含有 率）の分 類 <sup>注2)</sup>	UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-20	質量	混合酸化物系	半乾燥系	9.9		UFP-22	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2			・左記の使用変更許可に基づき設置する設備の臨界管理 ユニット UFP-20 に係る記載を、核燃料物質使用施設保安 規定の第III-1-(12)表（その2）に追加するものであり、核燃料物質使用変更許可 申請書との齟齬はない
臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 <sup>注3)</sup> (kgPu *)		備 考																																																																																	
	質量 又は 本数	系の分類 <sup>注1)</sup>	水分吸着 率（含有 率）の分 類 <sup>注2)</sup>																																																																																				
UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-20	質量	混合酸化物系	半乾燥系	9.9																																																																																			
UFP-22	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																			
※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。					<p style="text-align: center;">7-3 使用施設の設備 (3) ペレット製造工程設備 (抜粋)</p> <p style="text-align: right;"><math>Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U</math></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界管理ユニット番号 : UFP-20 臨界管理方式 : 質量管理 臨界管理区分 : 半乾燥系 核的制限値 : 9.9 (kgPu*)<sup>注3)</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受払搬送設備</td> <td>1式</td> <td>耐震重要度 : Bクラス</td> </tr> <tr> <td>受払リフト</td> <td>1</td> <td>グローブボックスNoFPG-03a に収納</td> </tr> <tr> <td>粉末秤量・均一化混合設備</td> <td>1式</td> <td>耐震重要度 : Bクラス</td> </tr> <tr> <td>粉末秤量装置</td> <td>3</td> <td>グローブボックスNoFPG-03b に収納</td> </tr> <tr> <td>均一化混合装置</td> <td>1</td> <td>ポールミル（混合容量 : 約 10 kgMOX） グローブボックスNoFPG-03c に収納</td> </tr> <tr> <td>グローブボックスNoFPG-03a</td> <td>1</td> <td>耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂</td> </tr> <tr> <td>グローブボックスNoFPG-03b</td> <td>1</td> <td>耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂</td> </tr> <tr> <td>グローブボックスNoFPG-03c</td> <td>1</td> <td>耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕 様	臨界管理ユニット番号 : UFP-20 臨界管理方式 : 質量管理 臨界管理区分 : 半乾燥系 核的制限値 : 9.9 (kgPu*) <sup>注3)</sup>			受払搬送設備	1式	耐震重要度 : Bクラス	受払リフト	1	グローブボックスNoFPG-03a に収納	粉末秤量・均一化混合設備	1式	耐震重要度 : Bクラス	粉末秤量装置	3	グローブボックスNoFPG-03b に収納	均一化混合装置	1	ポールミル（混合容量 : 約 10 kgMOX） グローブボックスNoFPG-03c に収納	グローブボックスNoFPG-03a	1	耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂	グローブボックスNoFPG-03b	1	耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂	グローブボックスNoFPG-03c	1	耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂																																																				
使用設備の名称	個数	仕 様																																																																																					
臨界管理ユニット番号 : UFP-20 臨界管理方式 : 質量管理 臨界管理区分 : 半乾燥系 核的制限値 : 9.9 (kgPu*) <sup>注3)</sup>																																																																																							
受払搬送設備	1式	耐震重要度 : Bクラス																																																																																					
受払リフト	1	グローブボックスNoFPG-03a に収納																																																																																					
粉末秤量・均一化混合設備	1式	耐震重要度 : Bクラス																																																																																					
粉末秤量装置	3	グローブボックスNoFPG-03b に収納																																																																																					
均一化混合装置	1	ポールミル（混合容量 : 約 10 kgMOX） グローブボックスNoFPG-03c に収納																																																																																					
グローブボックスNoFPG-03a	1	耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂																																																																																					
グローブボックスNoFPG-03b	1	耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂																																																																																					
グローブボックスNoFPG-03c	1	耐震重要度 : Bクラス 窓板材質 : ポリカーボネート樹脂																																																																																					

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定  
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その3）	核燃料物質使用変更許可申請書において、本変更に該当する記載なし。 (本頁において全て同じ)	・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する(本頁において全て同じ)
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その4）		
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その5）		
第III-2-(1)表～第III-4-(4)表 (変更なし)		